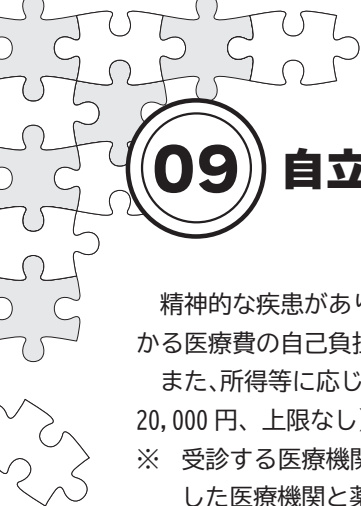




09

自立支援医療（精神通院医療）とは

（2024 静岡市精神保健福祉のしおり P9 ～ 11 参照）

精神的な疾患があり、継続して精神医療を必要とする方に対し、精神通院にかかる医療費の自己負担分が原則 1 割に軽減されます。

また、所得等に応じて、月額自己負担上限額（0 円、2,500 円、5,000 円、10,000 円、20,000 円、上限なし）が定められます。

※ 受診する医療機関と薬の処方を受ける薬局を登録する必要があります。登録した医療機関と薬局の医療費のみが 1 割負担への軽減対象となります。

体験談

成人になると、薬代が 1 か月数万円になることもあったと聞き、申請しました。一割負担で済むので大変助かります。（本人、家族）

申請方法

自立支援医療（精神通院）用診断書を主治医に作成を依頼し、居住地の区役所にて申請します。手続きには、診断書の他にマイナ保険証や資格確認書等健康保険の加入資格がわかるもの（2024 年 12 月 2 日より適用）・個人番号カード（通知カード）等が必要です。（詳しくは各区障害者支援課にお問い合わせ下さい。）

※ 自立支援医療（受給者証）の有効期間は 1 年間です。診断書は原則 2 年に 1 回提出してください。

※ 病状や保険証の変更などがあった場合は、再度手続きが必要です。申請窓口は各区福祉事務所障害者支援課（P.34）です。